



菊川市文化振興計画

後期事業実施計画

2017(平成 29)年度～2021 年度

静岡県 菊川市

目 次

1. 菊川市文化振興計画の中間評価及び後期事業実施計画について	1
2. 計画期間	1
3. 計画の趣旨	1
4. 基本理念	1
5. 基本方針	1
6. 施策の体系図	2
7. 主要施策別の実施事業計画	
(1) 豊かな自然と美しい景観の保全	4
(2) 歴史・文化遺産の継承と活用	7
(3) 豊かな生活文化の継承	11
(4) 芸術文化・スポーツ活動の振興	16
(5) 人づくり・地域づくり	21
(6) 重点的な取り組み	23
8. 事業評価	25
9. 菊川市文化振興計画中間評価及び後期事業実施計画作成の経緯	26
(1) 菊川市文化振興計画評価委員会の経過	26
(2) 菊川市文化振興計画推進委員会の経過	26
(3) 菊川市文化振興計画評価委員会設置要綱	27
(4) 菊川市文化振興計画評価委員会構成員	28

1. 菊川市文化振興計画の中間評価及び後期事業実施計画について

菊川市は、芸術・文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、2012（平成24）年度から2021年度までを計画期間とする「菊川市文化振興計画」を平成24年度に策定しました。この文化振興計画を推進するにあたり、計画の基本理念である菊川文化の成り立ちの要件として、「自然」「歴史」「生活習慣」「教育」「産業」について、「菊川文化の継承・発展」「地域づくり」「人づくり」「菊川らしさ」「菊川の良さ」を念頭に、文化・芸術の振興を図るとともに、地域文化を大切にするまちづくりを進めてきました。計画策定から5年が経過し、社会情勢の変化とともに文化振興計画施策の進捗状況等を確認するため、菊川市文化振興計画評価委員会を立ち上げ、平成24年度から28年度における主要な施策や事業の内容等を評価しました。

また、本評価を踏まえ平成29年3月に策定された菊川市第2次総合計画の趣旨に準じ、引続き菊川市文化振興計画の推進を図ることを目的として、後期事業実施計画を作成するものです。

2. 計画期間

この中間評価に伴う事業実施計画の期間は、2017（平成29）年度から2021年度までの5ヵ年とします。

3. 計画の趣旨

実施計画は、市民要望や社会経済情勢、国、県の動向、市の財政状況等を勘案し、可能な限り事業を積極的に実施していきます。

実施計画の対象事業は、市が実施主体となっていく主要事業を中心とし、国、県、民間等の事業については、主要なもの、または市の負担を伴うものを選択しました。

4. 基本理念

本計画の対象は、文化を生み出す母体としての「自然」や「歴史」「生活習慣」「教育」「産業」を含みます。

そのうえで、本市独自の文化を見直し、継承していく「人づくり」「地域づくり」を最重要課題とします。そして、本市に根ざす文化の振興を図り、新たな市の文化構築を目指すことを基本理念とします。

5. 基本方針

- ・市民自らが考え行動する、地域づくり・まちづくりへの参画を図っていきます。
- ・市民・行政・学校・関連団体等が連携・協力し、人材を育てていきます。
- ・さまざまな文化の情報や場を提供し、市民の誰もが気軽に楽しく参加できるオープンな活動機会を増やします。
- ・本市の文化資源の再発見・再評価を行い、自分が住む市・地域への誇りを育み文化への関心・知識を高めます。

7. 主要施策別の実施事業計画

(1) 豊かな自然と美しい景観の保全

1-1 美しい地域景観づくり

取り組むべき課題

市内にある「お茶畑」「田園風景」は、農業者の高齢化・後継者問題による耕作放棄地の増加が見込まれており、各種の開発や土地利用の変更などにより、美しい景観の形態が失われつつあります。

また、市の観光の名所である火剣山、横地城跡、丹野池など美しい景観地の保全・管理をすることが難しくなっています。

そのため美しい景観、自然環境の保全に対する意識を高める必要があります。

施策の方向性

豊かな自然・美しい景観の保全という貴重な資源を再認識し、郷土愛を育む必要があります。

火剣山、御前崎県立自然公園の横地城跡、丹野池などの展望拠点の保護、管理を行い、観光資源の情報発信をしていきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
1-1 ①	美しい地域景観の保全と活用 森の力再生事業により、森林の持つ多様な機能の回復を図り、市民の環境保全意識の啓発及び里山の景観向上を図ります。	⇒	農林課
1-1 ②	展望拠点の整備 御前崎県立自然公園（横地城跡、丹野池、石山公園）の適正な保護と管理を行います。 県立自然公園や市内観光地等の桜の名所について、剪定及び病虫害防除を行い景観の保全に努めます。 （桜の名所保護保存事業、県立自然公園維持管理事業）	⇒	農林課 商工観光課
1-1 ③	案内図・案内板の整備 市民や来訪者のために景観地等をわかりやすく案内板の整備を行います。	⇒	商工観光課

拡大  継続 

1-2 河川環境の保全と親水性の推進

取り組むべき課題

河川は、市民の暮らしに身近なもので川とともに生活や文化が発展してきました。

かつては、子どもたちが川遊びに興じる姿がありましたが、水辺環境の変化などにより親しみや愛着のある水辺空間がなくなりつつあります。

市民皆さんが安全・安心して楽しめる水辺環境の保全と活用を図ることや、河川を身近に感じ、自然に対する関心を高める必要があります。

施策の方向性

河川を身近に親しむことにより、自然に対する関心と郷土愛を育むことができます。

河川環境の保全の取り組みについて、公共下水道、合併浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めていきます。また、市民と行政の協働により、リバーフレンドとなり、美化活動を通して地域全体で環境保護への関心を高めていきます。

水辺環境の保全、河川の水質浄化への取り組みと啓発を推進していきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
1-2 ①	水質浄化への取り組みと啓発 市民全体の環境意識を高める水質浄化の啓発、生活排水処理施設の整備を進めます。 (公共下水道、水生生物調査)	⇒	下水道課 環境推進課
1-2 ②	水辺環境の保全と活用 住民と利用者等がリバーフレンド(川のともだち)となり、川の清掃や除草作業等の河川美化活動の取り組みを支援します。 (河川愛護・海岸清掃、リバーフレンドシップ制度)	⇒	建設課

拡大  継続 

1-3 里山の保全

取り組むべき課題

里山等が有する多面的機能の低下や、耕作放棄地の増加による農地機能の低下が、自然環境の仕組みに大きな影響を与えます。棚田に代表される里山の保全には、地域やボランティア団体等による里山保全活動の支援が必要となっています。

施策の方向性

里山等が有する市内の良好な農村風景の保全は、環境保全と密接に関連し国土形成にもつながります。自然とのふれあいや郷土の歴史について調査するとともに市民への自然環境の啓発を行い、自然環境の保全・再生に努めます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
1-3 ①	ため池、用水路の歴史の調査、整理 ため池や用水路など数多くの努力や苦労によって造られた郷土の歴史について調査、整理します。	⇒	社会教育課
1-3 ②	ため池・河川のレクリエーション活用 老朽化等により損傷したため池の整備を行い、災害を未然に防止する事業を実施します。 (老朽ため池の管理・整備) 地域住民の散歩コース等の憩いの場となっている桜づつみの維持管理を行います。	⇒	農林課 建設課
1-3 ③	上倉沢の棚田など、市民による継続的な環境保全活動の支援 森の力再生事業等により、森林の持つ多様な機能の回復を図り、市民の環境保全意識の啓発及び里山の景観向上を図ります。 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動を支援します。 (森の力再生事業、多面的機能支払交付金事業)	⇒	農林課
1-3 ④	地域やNPOなどの主体による里山保全活動のPRや支援 市民活動団体及びNPOの設立など活動支援する取組を行います。 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動を支援します。(多面的機能支払交付金)	⇒	地域支援課 農林課
1-3 ⑤	里山づくりに取り組むボランティアの育成 市民活動団体及びNPOの設立など活動支援する取組を行います。市民協働センターを通じ、NPOのPRや活動の活性化に努めます。	⇒	地域支援課 農林課

拡大 

継続 

(2) 歴史・文化遺産の継承と活用

2-1 文化財の保護・継承

取り組むべき課題

菊川市は、国、県または市の指定文化財が 25 件、国の有形登録文化財が 1 件所在しており、地域の団体等により保護と歴史遺産の継承が図られています。

しかしながら、文化財に対する意識は必ずしも地域住民に浸透していないのが現状です。今後は、文化財の保護・継承の意識と郷土の歴史への理解を深める必要があります。

施策の方向性

文化財は、永い歴史や特色ある風土の中で培われてきた貴重な財産です。幅広く文化財保護の意識と郷土の歴史への理解を深め、文化財に対する市民の興味と関心を高める必要があります。

国指定重要文化財の黒田家住宅などの建造物の管理を行うとともに、史跡の管理、整備を行っていきます。また、保存団体等が行う伝統芸能の技術継承の取り組みに対する支援を行います。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
2-1 ①	文化財の調査と重要な文化財の指定 市内の文化財について、現況と関係資料等の調査を実施し、文化財保護審議会を開催して重要なものを指定します。	⇒	社会教育課
2-1 ②	黒田家住宅、応声教院などの建造物の日常管理と必要に応じた修理の実施 国指定重要文化財建造物の黒田家住宅等の管理事業、必要に応じた修理事業を実施します。	⇒	社会教育課
2-1 ③	史跡や天然記念物の現況保全、必要な整備、改修の実施 国史跡菊川城館遺跡群（高田大屋敷遺跡、横地氏城館跡）と県・市指定史跡等の維持管理を実施します。国史跡菊川城館遺跡群の調査を実施し、整備計画を策定します。（史跡等管理事業、史跡等整備事業）	⇒	社会教育課
2-1 ④	保存団体等が行う伝統芸能の技術継承の取り組みに対する支援 文化財を永く後世に伝えるための文化財継承活動を行っている団体に支援を行います。保存団体等の活動について、情報を発信します。	⇒	社会教育課

拡大  継続 

2-2 埋蔵文化財の保護・発掘

取り組むべき課題

菊川市には現在のところ、埋蔵文化財包蔵地が 336 か所存在しています。埋蔵文化財は地中に埋まっており、常に開発等による破壊の危険性をはらんでいます。

一方、様々な開発行為は市民生活にとって必要不可欠であり、埋蔵文化財保護との調整が必要となっています。

施策の方向性

文化財を保護し後世に継承していくためには、適切な管理と市民に対して文化財への理解を図ることが必要です。

開発に伴い埋蔵文化財が破壊されてしまう場合は、埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の情報を後世に伝えます。発掘調査により出土した文化財を市民に周知するとともに、公開に努め、文化財に対する意識の向上を図ります。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
2-2 ①	埋蔵文化財の所在を確認 試掘確認調査を行い、埋蔵文化財に関するデータを収集し、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録、管理します。 (試掘確認調査事業、埋蔵文化財包蔵地管理事業)	⇒	社会教育課
2-2 ②	開発事業に伴って開発者と協議を行い必要な場合は発掘調査を実施 開発に伴う埋蔵文化財の適切な保護について、開発者と協議・調整のうえ必要に応じて発掘調査を実施し、報告書による記録保存に努めます。 (埋蔵文化財保護事務、埋蔵文化財発掘調査事業)	⇒	社会教育課
2-2 ③	埋蔵文化財の調査研究とともに適切な保管 発掘調査における出土品の整理、資料収集、収蔵資料の研究を行います。	⇒	社会教育課
2-2 ④	展示、公開事業や貸出に関する情報収集・情報提供 埋蔵文化財の普及、公開のため出土品の展示および情報発信に努めます。 埋蔵文化財の情報について「どきどき通信」を発行し、市民に周知します。	⇒	社会教育課

拡大  継続 

2-3 文化財の周知・活用

取り組むべき課題

文化財の保護の推進にあたっては、市民および国民共有の財産である文化財に対する意識を高めるための周知・活用が十分とは言えない状況です。

文化財に対する多様な学習機会の充実を図り、郷土の歴史文化への理解を深め、次の世代へと正しく継承していくことが必要となっています。

施策の方向性

文化財は、地域の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な文化遺産です。

黒田家・代官屋敷資料館、埋蔵文化財センター「どきどき」を中心に、広く市民に文化財に触れていただく機会を提供します。

埋蔵文化財センター「どきどき」は、埋蔵文化財の調査と保存の場としてだけでなく、文化財講座や文化財にかかる情報発信、展示の充実による普及を図ります。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
2-3 ①	黒田家・代官屋敷資料館、塩の道公園、埋蔵文化財センターの3施設を「歴史文化ゾーン」と位置づけ、市民ニーズに即した学習機会や情報を提供 地域の歴史文化にふれられる黒田家住宅や、代官屋敷資料館、塩の道公園、埋蔵文化財センター「どきどき」における学習機会や情報を提供します。 (どきどきフェスティバルの開催)	⇒	社会教育課
2-3 ②	黒田家代官屋敷資料館の運営を行い、黒田家の歴史や近世・近代の小笠地区の歴史を紹介 黒田家所蔵及び黒田家と関わりの深い歴史・民俗資料を展示し、広く市民に鑑賞の機会を提供します。 要望に応じて、黒田家の歴史などを説明します。 (黒田家代官屋敷資料館運営事業)	⇒	社会教育課
2-3 ③	要請に応じ小・中学校や自治会、シニアクラブ等に職員が出向き、郷土の偉人の業績や歴史的背景を解説 要請に応じて小・中学校や自治会等に職員が出向き、文化財や郷土の歴史等に関する出前講座を開催します。	⇒	社会教育課

拡大  継続 

2-4 郷土の発展に尽くした人々の顕彰

取り組むべき課題

郷土の歴史・文化の発展に尽くした人々の顕彰は、一部の関係する団体が行っておりますが、十分な顕彰活動が周知されていません。

先人の功績を後世に伝え、郷土の発展に尽くした人々の顕彰活動をより市民に周知する取り組みが必要です。

施策の方向性

郷土の自然や風土、そこで培われた多彩な文化を体験し、地域の歴史、発展に尽くした先人を学ぶことにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。

先人の功績を顕彰することで、次代を担う子供たちに、郷土愛と誇りを培うことができます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
2-4 ①	郷土の発展に尽くした人々の発掘 市の「魅力」や「誇れるもの」「活動」「人物」などを掘り起し、ホームページや広報紙、報道機関などを活用し、市内外に発信していきます。(まちの魅力発信事業) 郷土出身者に関する書籍や著作物などを収集し、関連資料を展示します。	⇒	秘書広報課 図書館
2-4 ②	現在活躍中の方々との交流や情報発信 活躍された方々の業績を広く知っていただき、身近に感じてもらえるよう、著作リストや略歴等の資料を展示していきます。 (郷土資料の収集・整理)	⇒	図書館

拡大 

継続 

(3) 豊かな生活文化の継承

3-1 地名の保存と活用

取り組むべき課題

地名は古来の郷土の伝説や歴史・由緒を物語る文化遺産です。郷土の地名に関する資料を収集し、語源の由来など調査、整理し、菊川らしい生活文化の記録保存が求められています。

施策の方向性

郷土の地名を語源や由来を知ることにより、土地の地理などの歴史、生活文化をうかがい知ることができます。永い年月の間に消え失せたり、改名されたり、あやまり伝えられたりしているものもあり、起源や語源を調査、整理します。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
3-1 ①	菊川らしい色合いの歴史、風土を表している地名の調査、整理 市立図書館で所蔵している資料を主体に、郷土の地名に関する記述がある資料の情報をまとめます。	⇒	図書館
3-1 ②	地名の語源や由来を調査、記録 「小笠町地名語源解説」を児童向けの資料として作成します。	⇒	図書館

拡大  継続 

3-2 方言の保存と活用

取り組むべき課題

方言のなかには、その土地特有の文化があり、民俗・生活文化を表す方言を継承していくため、郷土の方言に関する情報を収集する必要があります。

施策の方向性

地域の交流の歴史や文化を伝承し続けている方言は、共通語では伝わらない温かみがあり郷土への愛着を育むものとなっています。

古くから地域社会の人々の生活文化を表す方言について、調査、整理、記録します。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
3-2 ①	民俗・生活文化を表す方言を調査 市立図書館で所蔵されている資料を主体に、郷土の方言に関する記述がある資料の情報をまとめます。	⇒	図書館
3-2 ②	調査した方言を整理・記録 子どもたちが方言をより身近に感じられるよう、地域に伝わる方言を使った文章で紙芝居にします。	⇒	図書館

拡大  継続 

3-3 地域の伝統行事・食文化の継承

取り組むべき課題

生活様式の変化等により、伝統行事の開催が難しくなったり、郷土料理を作る・食べる機会が減ってきたりしています。市内の年中行事の継承、食文化の推進を図ることが求められています。

施策の方向性

地域の伝統行事と食文化は密接に関わりながら、地域住民同士のコミュニケーションを促進するほか、家族の団らんを育んでいます。生活様式の変化等により、伝統行事の保存、継承が難しくなったり、郷土料理を作る・食べる機会が減ってきたりしています。

そのため、市内の年中行事の継承、郷土料理の食文化（食を知る、食をつくる、食の環境づくり）を推進していく必要があります。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
3-3 ①	地域の伝統行事・食文化の調査、整理、保存 菊川市の伝統行事による料理など食文化の調査、整理を行います。	⇒	社会教育課
3-3 ②	地域の伝統行事、食文化の活用 菊川市の郷土料理など食文化の調査、整理したものの活用を図ります。	⇒	社会教育課
3-3 ③	食育及び地産地消の推進 保育園や幼稚園及び家庭教育学級をとおして食育啓発活動を行い、健康な生活を送れるよう食育を推進します。 ふるさと給食週間において、市内産食材を活用した学校給食の提供を行い、地産地消に繋がります。	⇒	社会教育課 教育総務課

拡大  継続 

3-4 伝統工芸・昔遊びの継承

取り組むべき課題

子どもたちの生活環境の変化により、古き伝統との結びつきが浅くなっています。昔から伝えられてきた伝統工芸を守っていく人材の確保および技術の継承が求められています。

施策の方向性

文化の振興を図るためには、地域に残る伝統工芸「焼きびな」の掘り起こしや技術の継承を育成していく必要があります。保存会が解散し伝承が必要となっており、焼きびなの歴史背景や制作状況を取りまとめ地域文化を未来へ継承していきます。

市内小学生を対象に土器づくり、焼きびなづくりを体験する機会をつくり、伝統文化の継承を図っていきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
3-4 ①	手作りの伝統工芸の技術の継承 市内の伝統工芸である焼きびなづくりを体験することにより地域文化の継承を図ります。 (どきどきフェスティバル「土器づくり、焼きびなづくり」)	⇒	社会教育課

拡大  継続 

3-5 茶の産業文化の継承・生活文化の推進

取り組むべき課題

生活様式の多様化、ライフスタイルの変化により、急須でお茶を淹れる習慣が薄れています。

本市の産業である茶の生活文化の継承のため、茶の栽培や製造などお茶文化について知る・見る・体験する機会を増やす必要があります。

施策の方向性

深蒸し茶発祥の地であり、菊川市の基幹産業であるお茶の文化を継承していく必要があります。

お茶を飲む文化の推進、深蒸し茶発祥の地の情報発信、茶産業文化継承の施策を引き続き行っていきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
3-5 ①	茶産業文化継承 出前行政講座により、おいしいお茶の淹れ方教室を開催し、市民へのリーフ茶の普及と茶文化の継承を推進します。(おいしいお茶の淹れ方教室) 手揉み技術の継承や小中学生の茶摘み体験、手揉み体験を通じ、菊川茶の歴史と茶文化を伝えます。(菊川・小笠手揉み保存会の事業支援)	⇒	茶業振興課
3-5 ②	深蒸し茶発祥の地の情報発信 県内外から消費者を招き、手摘み体験や特産物の試食・紹介などグリーンツーリズム事業を推進します。	⇒	茶業振興課
3-5 ③	お茶を飲む文化の推進 各種イベントでの宣伝活動、茶娘コンテストの開催など、深蒸し菊川茶の情報発信と情報拡大事業の推進を図ります。 (茶の消費拡大事業)	⇒	茶業振興課

拡大  継続 

(4) 芸術文化・スポーツ活動の振興

4-1 市民の芸術文化活動の振興

取り組むべき課題

市民が芸術文化活動を行うには、鑑賞の場や日頃の活動成果を発表する場が必要です。

子どもから高齢者まで、誰もが様々な文化活動にふれる機会を提供する必要があります。

施策の方向性

文化振興の担い手を育成していくためには、多くの市民に文化活動へ参加してもらうための取り組みが必要です。

そのため、文化協会と協働で実施する各種イベント等を通じ、子どもから高齢者まで様々な人たちが芸術文化に触れ合える機会を提供し、年間を通じて創作、発表、鑑賞する機会を創出していきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
4-1 ①	自主的な芸術文化の創造と発表機会の拡充 市内の個人・団体を中心に文化活動の成果を発表し、多くの市民に芸術文化に触れ合える文化祭を開催します。 市内外の方の芸術文化活動への参加や鑑賞の機会を提供し、多くの市民に芸術文化に触れ合える美術展を開催します。		社会教育課
4-1 ②	市内外の芸術文化活動の情報提供 市民に向けて文化協会行事のイベントを記載したカレンダーを作成し配布します。 芸術文化活動を紹介した「文協きくがわ」の発行、文化協会サポートバンクによる情報を提供します。		社会教育課
4-1 ③	活動拠点の充実 文化会館アエル及び中央公民館を文化活動の拠点として利用の促進を図ります。		社会教育課

拡大  継続 

4-2 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供

取り組むべき課題

市民アンケートにおいて、年に一回以上芸術や文化を鑑賞した方の割合が減少傾向にあります。文化会館アエルを中心に市民ニーズにあった芸術文化の鑑賞機会を提供する必要があります。

施策の方向性

文化会館アエルが芸術文化の鑑賞の拠点として、年間を通じて舞台、音楽、美術、映像など優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供していきます。また、安全安心に施設を利用していただくため、諸設備の点検や更新を計画的に実施していきます。

子どもから大人まで芸術文化に参加しやすい機会を提供するとともに、親子で文化活動に参加し、取り組みを続けていけるよう事業展開を図っていきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
4-2 ①	優れた芸術文化の鑑賞機会の提供 優れた芸術文化鑑賞事業を実施するため、教育委員会から文化会館アエル指定管理者へ委託事業を実施します。(芸術文化振興委託事業)		社会教育課
4-2 ②	より深く理解するための機会の提供 芸術文化活動に興味関心を高め、未来を担う子どもたちへ講座を通して芸術文化活動に触れる機会を提供します。(夏休みゆかいな体験講座の開催)		社会教育課
4-2 ③	子どもも参加しやすい鑑賞機会の提供 夏休み映画会など子ども向けの芸術文化鑑賞の機会を提供します。(子供向け芸術文化鑑賞事業の実施)市内の園児、小中学生、高校生等から作品を募集し書初め展を開催します。		社会教育課
4-2 ④	創作・発表機会の提供 市内の個人・団体を中心に文化活動の成果を発表し、多くの市民に芸術文化に触れ合える文化祭を開催します。(菊川市文化祭の開催 再掲) 市内外の方の芸術文化活動への参加や鑑賞の機会を提供し、多くの市民に芸術文化に触れ合える美術展を開催します。(菊川美術展の開催 再掲) 市内外から写生大会の参加者を募集し、芸術文化に接する機会を提供します。(写生大会の開催)		社会教育課

拡大  継続 

4-3 中学校・高等学校等との文化交流

取り組むべき課題

次代を担う子どもや若者に芸術文化活動の案内や講座内容の紹介など、広く周知する広報活動を図る必要があります。

施策の方向性

静岡県内の高校生以上を対象に公募し、菊川美術展を開催します。

また、文化会館アエルを会場に開催される文化祭は、文化祭実行委員会を立ち上げ、出展者及び出演者を実行委員として組織し、参加者の意見を取り入れながら実施していきます。

芸術文化の交流、芸術文化に触れ合えるよう積極的な広報活動を展開します。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
4-3 ①	<p>交流事業の推進</p> <p>市内の個人・団体を中心に文化活動の成果を発表し、多くの市民に芸術文化に触れ合える文化祭を開催します。(菊川市文化祭の開催 再掲)</p> <p>市内外の方の芸術文化活動への参加や鑑賞の機会を提供し、多くの市民に芸術文化に触れ合える美術展を開催します。(菊川美術展の開催 再掲)</p>	⇒	社会教育課
4-3 ②	<p>広報活動の推進</p> <p>文化交流の参加者を増やすため、案内や講座内容の紹介など指定管理者と協働し積極的な広報活動を行います。</p>	⇒	社会教育課

拡大  継続 

4-4 国民文化祭の成果の活用

取り組むべき課題

平成 21 年に開催された国民文化祭では、様々なイベントを通して市民が文化に触れたり、鑑賞したりすることができ、芸術文化活動に携わる個人・団体の交流が広がりました。今後は、これらの体験を一過性に終わらせることなく、文化振興のために継続させていくことが必要です。

施策の方向性

国民文化祭を通して、菊川市文化協会や市内の芸術文化活動に携わる個人・団体が交流し、芸術文化の振興が図られました。引き続き、文化祭等の芸術文化活動により交流の場を提供していきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
4-4 ①	芸術文化活動に携わる個人・団体の交流の場づくり 菊川市の芸術文化活動を行っている文化協会の活動を支援していきます。	⇒	社会教育課
4-4 ②	国民文化祭で得た運営ノウハウなどの、市内の文化関係イベント（例 菊川市文化祭、菊川美術展）への活用 市内の個人・団体を中心に文化活動の成果を発表し、多くの市民に芸術文化に触れ合える文化祭を開催します。（菊川市文化祭の開催 再掲） 市内外の方の芸術文化活動への参加や鑑賞の機会を提供し、多くの市民に芸術文化に触れ合える美術展を開催します。（菊川美術展の開催 再掲）	⇒	社会教育課

拡大  継続 

4-5 スポーツ活動の振興

取り組むべき課題

スポーツ活動の振興において、スポーツ推進委員、スポーツ委員が中心となり、各地区コミュニティ協議会活動と連携し、地域に根ざした生涯スポーツの環境づくりや各種スポーツ活動が身近にできるよう体制づくりが求められています。

施策の方向性

市民の誰もが手軽にできるスポーツから競技スポーツにいたるまでの環境づくりを提供していきます。また、スポーツを通して市民が健康で、生きがいをもって生活できるよう各施策に取り組んでいきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
4-5 ①	一人1スポーツの推進 運動することを習慣づけるためニーズに適したメニューを選択し、それぞれの年代に応じたスポーツ教室を開催します。 スポーツ推進委員やスポーツ委員に協力を依頼し、子どもから大人まで誰もが参加できるスポーツ大会を開催します。(スポーツイベントの開催)	⇒	社会教育課
4-5 ②	地域に根ざしたスポーツ団体等の育成 指定管理者のNPO法人菊川市体育協会に、管理運営業務の委託事業を実施します。 スポーツ少年団の大会開催に関する補助金、全国大会等出場者への奨励金付与を実施します。総合型地域スポーツクラブの事業進捗状況を把握し、運営を支援していきます。(スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの育成・強化)	⇒	社会教育課
4-5 ③	地域に根ざした生涯スポーツの環境整備 スポーツ推進委員の定例会を開催し、コミュニティ規模で地域へ軽スポーツなどを広げていきます。 教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する事項について調査審議を行います。 (スポーツ推進審議会の開催)	⇒	社会教育課
4-5 ④	スポーツ施設の利活用の推進 市民サービスの向上や体育施設の利用促進の事業を提供していきます。	⇒	社会教育課

拡大  継続 

(5) 人づくり・地域づくり

5-1 文化を引き継ぎ・担う人材・環境づくり

取り組むべき課題

地域づくりは、地域文化の継承や次代の菊川文化を担う人づくりを育む環境づくりが必要です。様々な生涯学習の講座を提供し、地域文化の継承、発展につなげていく必要があります。

施策の方向性

地域、家庭、学校、社会が連携し、地域の文化を継承されていく環境づくりを推進していきます。

様々な世代や住民と一緒に参加できる環境をつくり、文化活動の活性化を図ります。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
5-1 ①	次代の菊川文化を担う人づくり 地域、家庭、学校、社会が連携し、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。(放課後子ども教室の支援) 子どもの心の理解、親の役割など、正しい知識や実践していく力を身につけるため、市内の幼保・小・中学校と連携し家庭教育を推進します。 (家庭教育学級委託事業)	⇒	社会教育課
5-1 ②	生涯学習の充実 各種講座を通じて、趣味作りや、参加者同士が交流を深め生涯学習の推進に努めます。 (ステップアップ講座・ことぶき講座の開設) 利用しやすい図書館を目指し、幅広い分野の資料収集を行い、読書環境の整備、図書館資料の充実を図ります。(図書館資料の充実)	⇒	社会教育課 図書館
5-1 ③	若者参画の地域づくりの推進 子どもから地域活動に参加する環境づくりを推進します。(子ども会活動の推進) 若者参画の地域づくりを推進するため、ホームページを活用した情報発信を行います。 (インターネットを活用した情報発信の推進)	⇒	社会教育課 秘書広報課

拡大  継続 

5-2 地域づくりの推進

取り組むべき課題

核家族や高齢世帯の増加、生活スタイルの多様化などにより、地域コミュニケーションが希薄化しています。地域づくりは、ボランティア団体や自治会等との連携による地域住民の協力が必要となっています。

また、日本人と外国人が相互理解を深めるため、互いの文化や習慣を理解しあえる環境づくりが必要です。

施策の方向性

地域を核としたコミュニティ活動に市民自らが参加し、市民の文化活動を通じて地域の活性化を促進していきます。

地域文化の交流を通して、魅力的で住みよい地域づくりを推進していきます。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
5-2 ①	コミュニティ協議会への支援 コミュニティ協議会の運営を支援するとともに、情報の収集と提供に努めます。	⇒	地域支援課
5-2 ②	1%地域づくり活動交付金の活用 地域づくり団体、コミュニティ協議会の活動が自発的に行われるよう、活動交付金制度の充実を図っていきます。	⇒	地域支援課
5-2 ③	市民活動団体の活性化 市民活動団体及びNPO法人の設立に関する活動、講座や交流会を開催し、まちづくりに係わる人材や団体を支援します。	⇒	地域支援課
5-2 ④	多文化共生地域づくりの推進 外国人の方に市役所窓口での通訳対応や、広報紙のおしらせ等の翻訳を行います。	⇒	地域支援課
5-2 ⑤	地域主催の外国人交流事業 国際交流協会が行っている生活支援事業や交流事業を支援します。市内に住む外国人が日本の文化等へ触れる機会を提供します。(国際交流協会事業への支援) 自治会、コミュニティ協議会、市民活動団体などが主催する外国人交流事業等に、必要に応じ文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援を行います。(外国人交流事業の支援)	⇒	地域支援課

拡大  継続 

(6) 重点的な取り組み

6-1 情報発信力の向上

取り組むべき課題

新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話などにより社会の情報化が進み、市民により多くの情報を発信することが重要になっています。

施策の方向性

文化芸術、スポーツ行事や各種イベントなどを新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを利用して情報発信を積極的に行います。また、市広報紙や市の公式* SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを利用して魅力発信を行います。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
6-1 ①	「情報発信力」向上のためのキーパーソン等の人材育成 本市出身者および本市にゆかりのある事業者などの情報の収集を行います。 市の文化の情報収集を行い、メディアを利用し内外へ情報発信力の向上に努めます。（広報・ホームページ委員会の開催）	⇒	社会教育課 秘書広報課
6-1 ②	新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを利活用した情報発信・情報提供 庁内、市民の方から寄せられた情報を新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関に情報を発信します。	⇒	秘書広報課
6-1 ③	地元の情報の収集と市民への発信方法の検討 「市の魅力」「誇れるもの」「活動」「人物」などを掘り起し、ホームページや広報紙などで発信します。 （まちの魅力発信事業）	⇒	秘書広報課

拡大  継続 

* SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。

6-2 菊川アーカイブづくり

取り組むべき課題

市民生活の記録などの資料について、公的な価値が一般の市民になかなか認知されていない状況です。生活の記録の資料にはどのような価値があり、収集、記録、保存、活用することの意義を明確にし、広く市民に知っていただく必要があります。

施策の方向性

市の生活・文化に対する認識、文化活動に繋げるための貴重な文化関連資料を※アーカイブとして収集、記録、保存、活用を図ります。

施策内容

No.	取組内容	方向性	担当課
6-2 ①	「菊川アーカイブ」をつくり、市の文化に対する認識、文化づくりのきっかけや文化活動に繋げるための具体的な方法の検討		社会教育課 図書館
	アーカイブづくりのための検討を行います。		
6-2 ②	「菊川アーカイブ」づくりの実施内容の検討		社会教育課 図書館
	アーカイブづくりの収集した資料を整理し、実施内容を検討します。		
6-2 ③	アーカイブの活用・運営方法		社会教育課 図書館
	アーカイブで収集した資料の保管、活用の方法を検討します。(図書館蔵書と連携した企画展示やWEB等による活用)		

拡大  継続 

※アーカイブとは、一般的に書庫と訳されることが多いですが、ここでは個人や団体が所有する文化関連の資料等を記録・保存・保管する施設や仕組みを指します。

8. 事業評価

評価指標の状況

文化振興計画に取り組むにあたり、各基本施策・重点的な取り組みを推進していくために、市総合計画における文化振興に関連する成果指標を、文化振興計画の評価指標として評価しています。平成22年度の基準値に対し現状値（H28）、目標値（H28、2021）は以下のとおりです。

施策の柱	成果指標	基準値 H22(2010)	目標値 H28(2016)	現状値 H28(2016)	目標値 (2021)
生涯学習の充実	生涯学習講座の参加者数	527人	550人	351人	600人
	図書貸出し冊数	346,732冊	400,000冊	374,056冊	420,000冊
歴史・文化遺産の継承と活用	文化財の講座・見学会に参加した人数	122人	160人	834人	1000人
文化活動の振興	文化会館自主公演事業の入場率	69%	75%	92.5%	93%
	年に1回以上芸術や文化の活動を行った人の割合	18.1%	50%	19.3%	55%
	年に1回以上芸術や文化を鑑賞した人の割合	46.9%	90%	38.6%	90%

○参考指標（市民アンケート）

アンケート項目		H23	H28	
「歴史・文化資産が尊重され生かされているまち」だと思う	満足度	満足・やや満足	11.1%	11.1%
		不満・やや不満	19.7%	16.7%
	重要度	とても重要・やや重要	33.2%	31.9%
		重要でない ・あまり重要でない	7.4%	6.0%
「市民が気軽に芸術文化にふれられるまち」だと思う	満足度	満足・やや満足	7.6%	10.7%
		不満・やや不満	24.4%	20.5%
	重要度	とても重要・やや重要	28.6%	27.7%
		重要でない ・あまり重要でない	7.7%	6.8%

今どのようなまちづくり活動に参加していますか	スポーツ・レクリエーション	14.2%	12.6%
	環境美化活動	13.6%	14.0%
	社会奉仕活動	8.8%	10.0%
	教育文化活動	5.5%	4.6%
年に一回以上芸術や文化の活動を行いましたか	ある（行った）	18.1%	19.3%
年に一回以上芸術や文化を鑑賞しましたか	ある（鑑賞した）	46.9%	38.6%
週に1回以上スポーツに取り組んでいますか	はい（取り組んでいる）	33.3%	31.2%

9. 菊川市文化振興計画中間評価及び後期事業実施計画作成の経緯

(1) 菊川市文化振興計画評価委員会の経過

委員会開催日	内 容
平成29年 8月 2日（水）	第1回 菊川市文化振興計画評価委員会の開催 ・文化振興計画評価委員会のスケジュール説明 ・5ヵ年事業計画による中間評価の説明
平成29年 9月 21日（木）	第2回 菊川市文化振興計画評価委員会の開催 ・5ヵ年事業計画による中間評価の依頼
平成29年11月10日（金）	第3回 菊川市文化振興計画評価委員会の開催 ・文化振興計画評価委員の中間評価の報告 ・文化振興計画の後期実施事業計画案の確認
平成29年11月24日（金）	第4回 菊川市文化振興計画評価委員会の開催 ・文化振興計画の後期実施事業計画案の確認
平成30年 3月14日（水）	第5回 菊川市文化振興計画評価委員会の開催 ・文化振興計画の後期実施事業計画の報告

(2) 菊川市文化振興計画推進委員会の経過

委員会開催日	内 容
平成29年 5月30日（火）	第1回 菊川市文化振興計画推進委員会の開催 ・文化振興計画推進委員会のスケジュール説明 ・28年度事業計画による評価の説明
平成29年12月 6日（水）	第2回 菊川市文化振興計画推進委員会の開催 ・前期5ヵ年事業計画中間評価の説明 ・中間見直しによる後期5ヵ年事業計画説明

(3) 菊川市文化振興計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 菊川市文化振興計画（以下「振興計画」という。）の評価及び文化施策に関する助言を得るため、菊川市文化振興計画評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務について所掌する。

(1) 振興計画の評価に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、振興計画に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民の代表者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、振興計画が終了する平成33年度までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 菊川市文化振興計画評価委員会構成員

評価委員

(順不同、敬称略)

氏名	所属する団体等	備考
中寫るり子	菊川市社会教育委員	委員長
北原 勤	菊川市文化財保護審議委員	副委員長
藤原喜久郎	菊川市社会教育委員	委員
石井 水穂	菊川市文化協会	委員
赤堀庄太郎	文化会館アエル運営委員	委員
岩水 素江	菊川市体育協会	委員
松村 虎夫	菊川市観光協会	委員

事務局

氏名	役職名	備考
石原 潔	菊川市教育委員会教育長	
加藤 容章	菊川市教育委員会教育文化部長	
清水 久安	菊川市教育委員会社会教育課長	
齋藤 政巳	菊川市教育委員会社会教育課文化振興係長	
松下 徳男	菊川市教育委員会社会教育課文化振興係	

～おわりに～

菊川市文化振興計画は、市民に受け継がれてきた独自の「菊川市の文化」を、将来にわたり伝えていくこと、またその文化を発展させていくことの重要性を認識するに至り、平成 21 年度に「菊川市文化振興計画策定委員会」を設置し、平成 24 年度に 10 年間を計画期間とする文化振興計画が策定されました。この文化振興計画は、「芸術文化」のみならず「自然」「歴史」「生活習慣」「教育」「産業」と幅広い分野において、本市に根差す文化の振興を図り、新たな市の文化構築をめざすことを基本理念として各事業に取り組んできました。

文化振興計画策定から 5 年が経過し、平成 29 年度に「文化振興計画評価委員会」を設置し、主要施策の進捗状況に対する意見を提言しましたが、市民の文化に関する価値観や文化との関わり方は様々であり、菊川市の文化を未来へと継承し、発展させていくためには、地域や人々とのつながり、文化に関わる様々な人を育てる環境とともに継続的に各施策に取り組むことが大切です。今後、後期事業実施計画を基に、行政・市民・地域による「菊川の文化」がますます発展することを期待しています。

平成 30 年 3 月

菊川市文化振興計画評価委員会
中 嶋 るり子